

小田原市市民活動応援補助金について

1 目的

小田原市における市民活動を行うものが実施する事業を、財政的に支援することにより、市民活動の活性化と自立を促し、市民の創意を活かした市民主体のまちづくりを進めることを目的とする。

2 申請できる団体

小田原市を中心として活動を行い、今後も継続する見込みのある 3 人以上の市民（本市に在学、在勤、在活動する方を含む）で構成する営利を目的としない団体

3 対象となる事業と補助金額

種 類	スタートアップコース	ステップアップコース	
対象事業	●地域社会が抱える課題の解決に向けて、団体が新たに取り組む事業	●地域社会が抱える課題の解決に向けて、団体がこれまで行ってきた活動の拡充または更なる発展を図ろうとする事業	
補助回数	●同一の事業では 1 回限りの補助	●同一の事業では 3 回までの補助 (年度ごとの申請及び審査が必要)	
補助金額	●10 万円を上限。	申請時にプランを選択 (企画提案書提出後のプラン変更はできません)	
		プラン A	プラン B
		●この制度を活用する事業に要する経費から、国、県または他の地方公共団体の補助金等を控除した額の <u>70%以下で 20 万円を上限。</u>	●この制度を活用する事業に要する経費から、国、県または他の地方公共団体の補助金等を控除した額の <u>50%以下で 30 万円を上限。</u>

4 審査 市民活動推進委員会が次の選考の視点に基づき行う。

【選考の視点】

項目	主な内容
公益性	事業が市民に開かれ、社会貢献度が高い。
自主性	事業に対する熱意、チャレンジ性に溢れている。
創造性	事業に対するアイデア、工夫に富んでいる。
継続性	将来にわたり、事業が継続される可能性が高い。
発展性	本補助をきっかけに、事業が成長する可能性が高い。
事業実現性	事業が、実行可能な方法、スケジュール、予算で立案されている。
費用対効果	事業費の積算が適正である。補助金の用途が適当である。

5 制度の流れ（平成30年度交付事業の予定）

年度	月等（時期）	内容
29	11月1日 ～1月上旬	市民活動団体からの補助金交付事業を公募
	2月中旬	第一次審査（書類審査）
	3月上旬 ～中旬	第二次審査（公開プレゼンテーション）
	3月下旬	市議会の予算承認 第二次審査の結果をもとに、予算の範囲内で認定事業を決定 認定団体が交付申請書等を提出
30	4月	交付決定通知書を交付し、1か月以内に補助金を交付
	4月～	事業実施・中間報告 事業終了後、速やかに事業報告書を提出
31	6月中旬 ～下旬	事業報告会

6 交付実績

年 度	応募件数				交付件数			
	スタート アップ	ステップアップ		計	スタート アップ	ステップアップ		計
		A	B			A	B	
25	7件	5件	6件	18件	2件	5件	3件	10件
26	6件	2件	2件	10件	5件	2件	0件	7件
27	5件	7件	4件	16件	2件	3件	4件	9件
28	7件	3件	1件	11件	5件	3件	1件	9件
29	11件	12件	2件	25件	3件	7件	1件	11件